

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年 5 月22日
【計算期間】	第 1 特定期間（自 平成24年11月29日 至 平成25年 2 月22日）
【ファンド名】	D W S エマージング・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型） 通貨プレミアム
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

5,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義について >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「債券」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル				
		日本			日経225	ブル・ ベア型
	年 2 回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年 4 回	欧州				条件付 運用型
	年 6 回 (隔月)	アジア			TOPIX	
	年12回 (毎月)	オセアニア				ロング・ ショート型? 絶対収益追求 型
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
その他資産 (投資信託証券(債券))	その他 ()	アフリカ			その他 ()	その他 ()
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 属性区分の定義について >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「債券」に分類されます。
- 「決算頻度」の区分のうち、「年12回（毎月）」とは、目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「投資対象地域」の区分のうち、「エマージング」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

ファンドの特色

- DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンドへの投資を通じて、新興国¹の企業が発行する米ドル建のハイ・イールド社債²等を実質的な主要投資対象とします。

1 投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国とします。

なお、投資対象国となる新興国の定義は、実質的な運用を行うDWSインベストメントGmbHの判断により変更される場合があります。

2 「ハイ・イールド社債」とは、一般的にS & P社においてはBB格相当以下、Moody's社においてはBa格相当以下の格付を付与されている高利回り社債のことを指します。“投資適格社債と比べて、信用力が低く債務不履行

（デフォルト）に陥る可能性が高い”と評価されている分、その見返りとして、満期償還までの期間が同じ投資適格社債よりも、一般に高い利回りで発行・取引されます。

（注）流動性等を勘案して、一部投資適格社債等を組入れることがあります。

2. 債券への投資に加え、通貨オプション戦略を行うことで、オプションプレミアム の確保を目指します。

- ・当ファンドの通貨オプション戦略とは、米ドル買い・円売りの権利（オプション）を売却することでオプションプレミアムの確保を目指す戦略をいいます。
- ・保有する米ドル建資産の評価額の範囲内で、通貨オプション戦略を行います。

（注）通貨オプション戦略を行う比率は上記評価額の50%程度を基本としますが、運用環境等により大きく乖離する場合があります。また今後見直すこともあります。

オプションを売却した対価として受取る権利料のことを指します。

< オプション満期日における通貨オプション戦略の効果*（カバー率50%の場合）>

	オプション満期日の為替の水準	プラス要因	マイナス要因	効果
ケース①	米ドル / 円相場が小幅上昇 (米ドル高 / 円安)	オプションプレミアム収入	米ドル/円相場が権利行使価格を超えた部分で享受できない為替差益 (ケース③より小さい金額)	○
ケース②	米ドル / 円相場が下落 (米ドル安 / 円高) (権利行使価格を下回った場合)	オプションプレミアム収入	—	○
ケース③	米ドル / 円相場が大幅上昇 (米ドル高 / 円安)	オプションプレミアム収入	米ドル/円相場が権利行使価格を超えた部分で享受できない為替差益 (ケース①より大きい金額)	×

* 上記における効果とは、通貨オプション戦略を行わなかった場合との効果の比較を示しています。

- ・上記における米ドル / 円相場が小幅上昇（米ドル高 / 円安）した場合とは、米ドル / 円相場が権利行使価格にオプションプレミアム収入の2倍を足した水準を超えない範囲で上昇する場合を指します。また大幅上昇（米ドル高 / 円安）した場合とは、米ドル / 円相場が権利行使価格にオプションプレミアム収入の2倍を足した水準を超えて上昇する場合を指します。（カバー率50%の場合）
- ・上記は通貨オプション戦略のすべてを説明したものではなく、場合により該当しないことがあります。
- ・ファンドの損益は、上記戦略による損益に加えて、ハイ・イールド社債の価格変動や利子収入等の影響を受けます。
- ・ファンドが実際に行う米ドル買い・円売りの権利（オプション）の売却は、市場環境の変化やファンドの設定・解約状況に応じて複数の異なる権利行使価格、満期日で随時行います。そのため、投資者（受益者）の損益は上記イメージと異なる場合があります。
- ・上記はイメージであり、実際の為替変動及び投資損益を示唆するものではありません。

3. ファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。



DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンド（通貨プレミアム）は、DWS エマージング・

コーポレート・ボンド・マスター・ファンドにおいて、原則として米ドル買い・円売りの権利（オプション）の売却を行うシェアクラスとして発行される円建投資信託証券です。

主要投資対象である「DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンド」の特色は以下の通りです。

- イ．主に新興国の企業が発行する米ドル建のハイ・イールド社債等への投資を通じて、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ．DWS インベストメント G m b H が運用を行います。
DWS インベストメント G m b H はドイツ銀行グループのアセット＆ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

4．毎月決算を行い、収益分配を行います。

- ・毎月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- ・分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

< 債券運用プロセス >



上記運用プロセスは当ファンドの主要投資対象であるDWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンドに関するものです。

上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

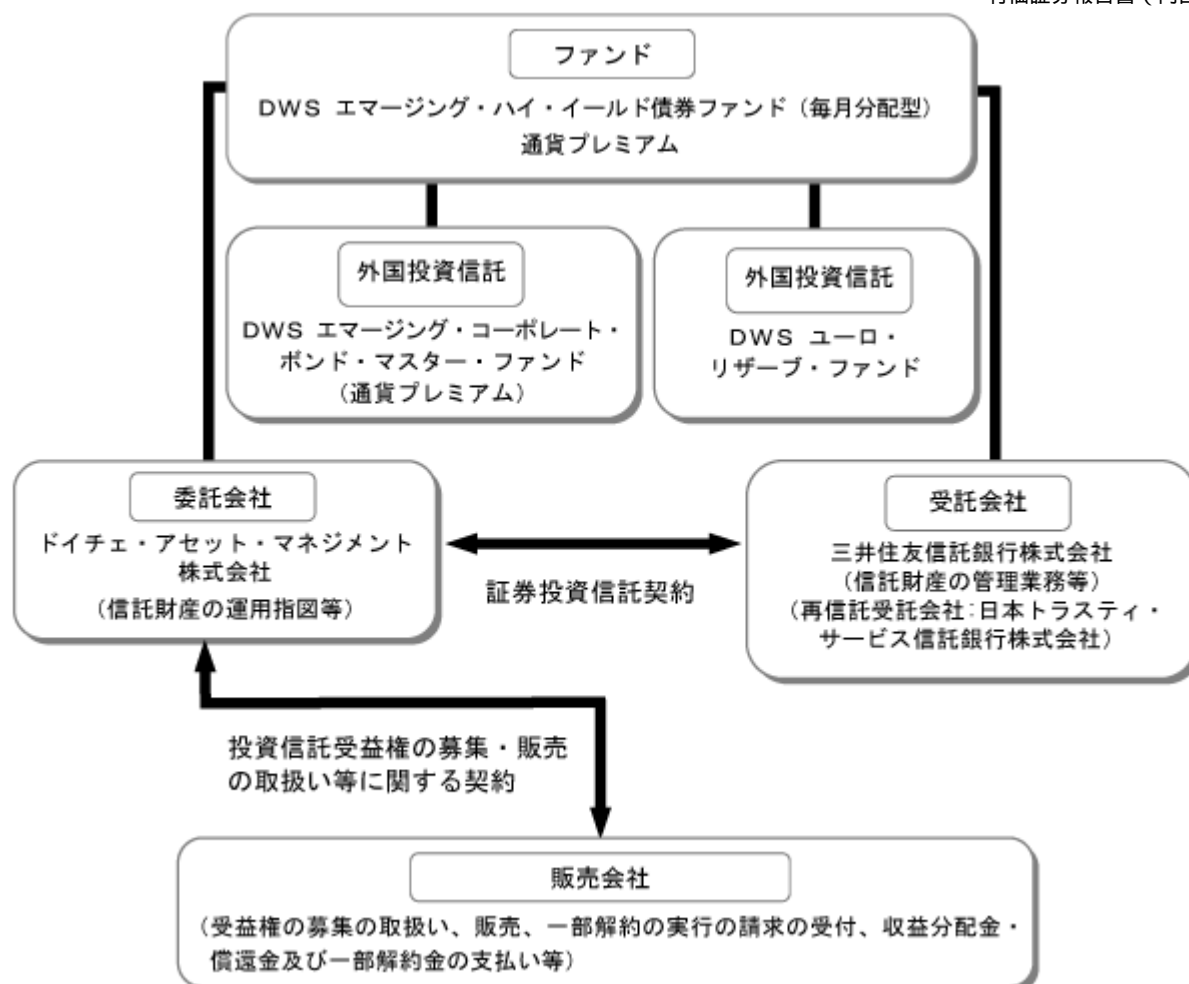
（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年11月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a．ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b．三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

a．資本金の額（2013年3月末現在）

3,078百万円

b．沿革

- 1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
- 1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
- 1990年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
- 1995年 ディービー モルガン グレンフェル 投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得

- 1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
- 1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
- 2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
- 2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合
- 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c．大株主の状況（2013年3月末現在）

名 称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住 所： シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10

所有株式： 61,560株

所有比率： 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a．投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b．投資態度

- 1) 主として、新興国の企業が発行する米ドル建のハイ・イールド社債等を主要投資対象とし、原則として米ドル買い・円売りの権利（オプション）の売却を行う投資信託証券に投資を行います。
- 2) 投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、原則として、以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
 - ルクセンブルグ籍円建外国投資信託 DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンド（通貨プレミアム）
 - ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資信託 DWS ユーロ・リザーブ・ファンド
- 3) 各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとします。
- 4) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

c．銘柄選定の方針

指定投資信託証券については、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - （イ）有価証券
 - （ロ）金銭債権
 - （ハ）約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - （イ）為替手形

投資の対象とする有価証券等

- a．委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規

定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図するものとします。

- １．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

- b．委託会社は、信託金を、上記 a．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

- c．上記 a．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記 b．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< ファンドが投資する指定投資信託証券の概要 >

ファンド名	DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンド（通貨プレミアム）	DWS ユーロ・リザーブ・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	円	ユーロ
運用の基本方針	主に新興国の企業が発行する米ドル建のハイ・イールド社債等への投資を通じて、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、原則として米ドル買い・円売りの権利（オプション）の売却を行います。	３ヵ月ユーロ L I B I D をベンチマークとし、安定的な収益の確保を目指します。
主な投資対象	新興国の企業が発行する米ドル建のハイ・イールド社債及び通貨に係るオプション取引等	ユーロ建の短期金融商品等
主な投資制限	・ 株式への投資は行いません。	・ １発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超えません。
投資運用会社	DWS インベストメント G m b H	DWS インベストメント G m b H
管理会社	DWS インベストメント S . A .	DWS インベストメント S . A .

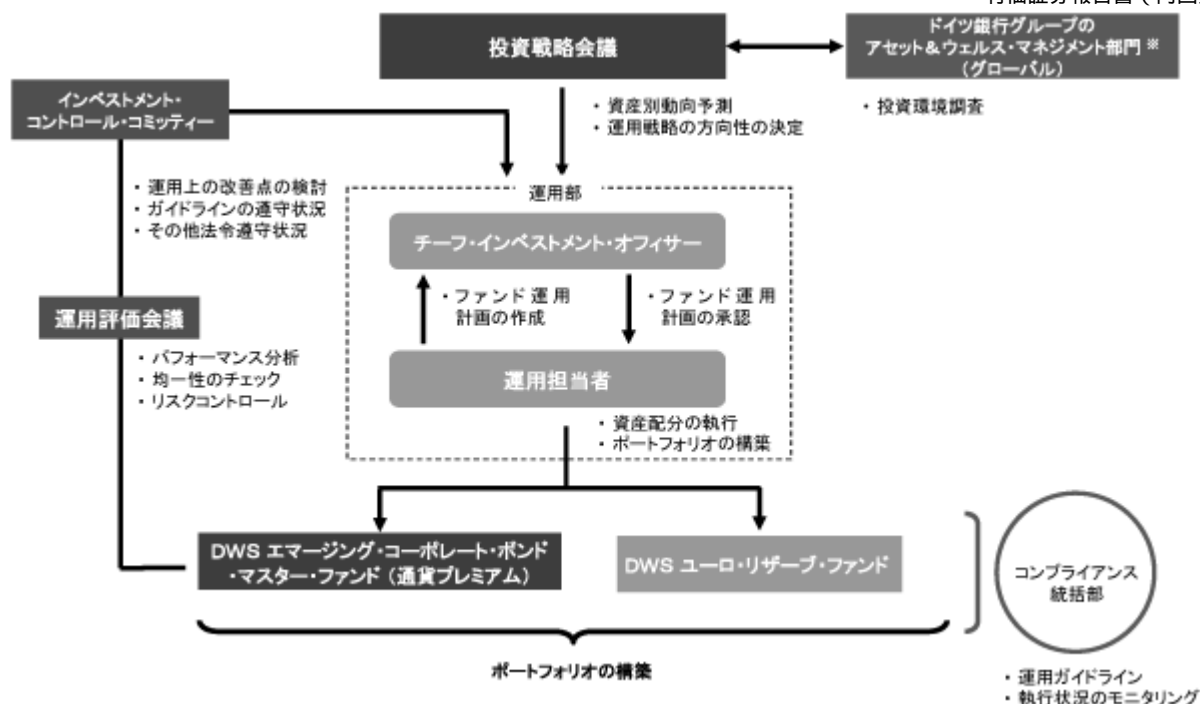
（注１）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（注２）指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 運用体制 >

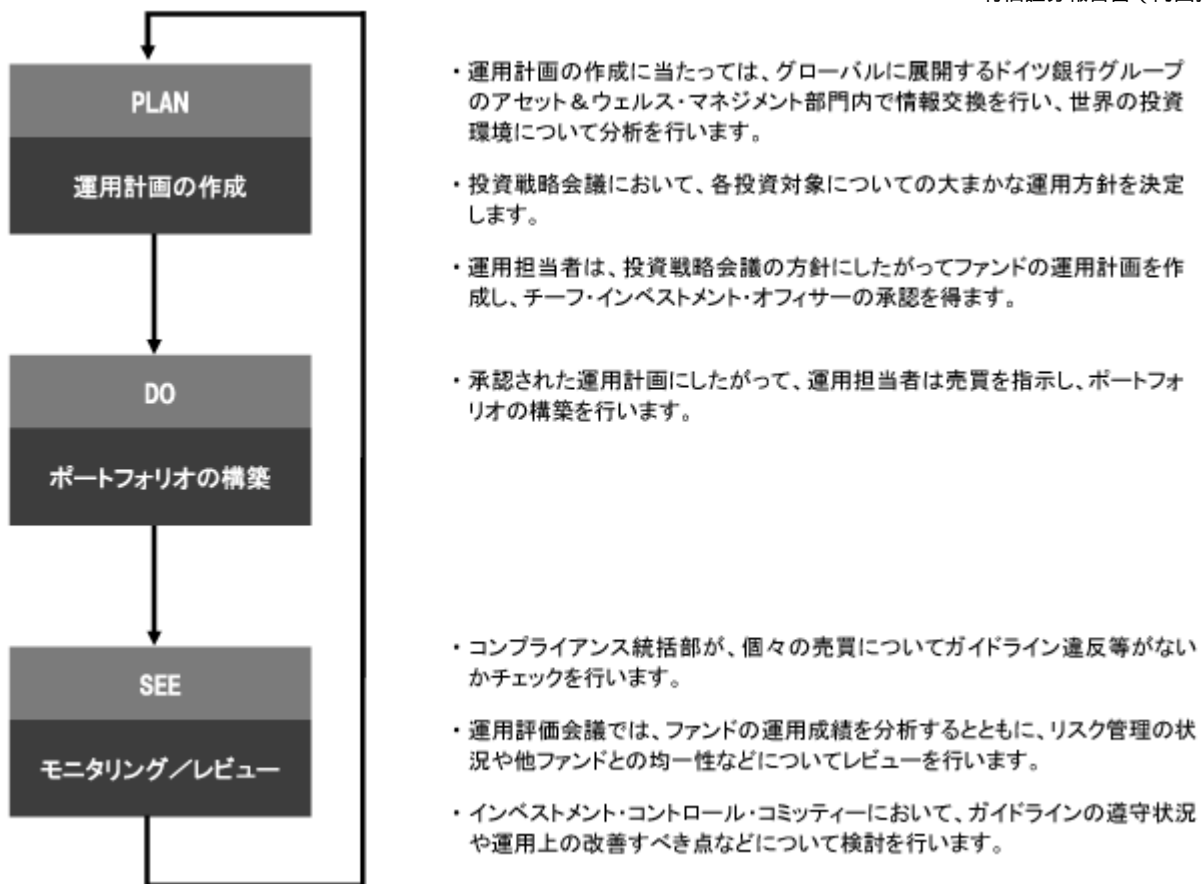


ドイツ銀行グループにおける資産運用ビジネスを担います。

運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理など当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

< 運用の流れ >



< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として毎月22日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(参考情報)

【収益分配金に関する留意事項】

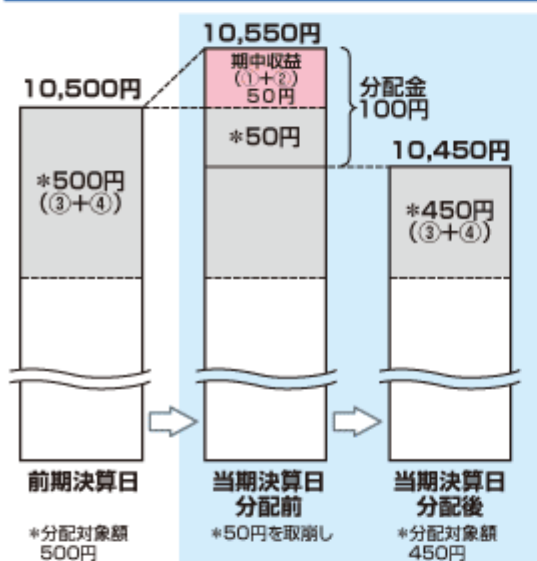
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



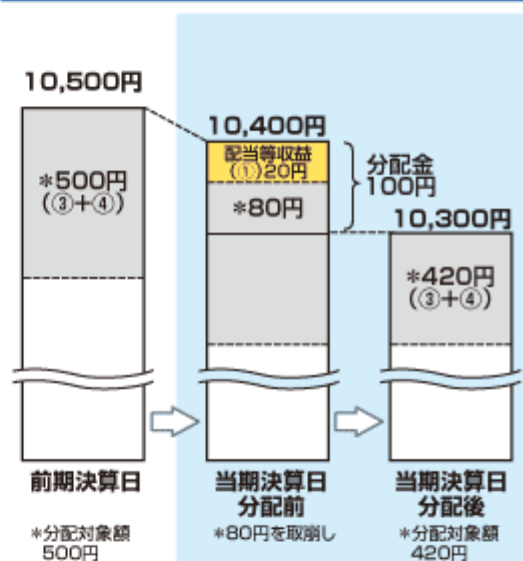
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

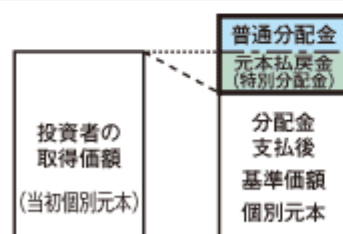


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

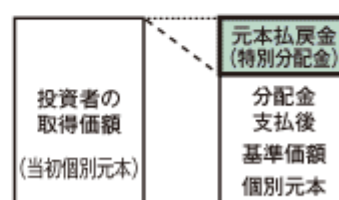
- 投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの取得価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて債券などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

信用リスク

債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、当ファンドが実質的に主要投資対象とする新興国のハイ・イールド社債等の格付の低い債券は、格付の高い債券と比較して、一般的に信用度が低く、発行者の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性やデフォルトの可能性が高いと考えられます。

金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、当ファンドが実質的に主要投資対象とする新興国のハイ・イールド社債等の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建資産に投資しますので、当ファンドは、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。したがって、為替相場が米ドルに対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国市場には、一般に先進諸国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

通貨オプション戦略に伴うリスク

- ・ 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主たる米ドル建資産への投資に加え、米ドル買い・円売りの権利（オプション）を売却する、通貨オプション戦略を行います。米ドルが対円で上昇（円安）した場合、米ドル建資産の評価額が上昇しますが、さらに対円でオプションの権利行使価格を超えて上昇（円安）した場合、売却したオプションの評価額が下落するため、米ドル建資産の評価額の上昇分は相殺され、ファンドの基準価額の上昇は限定されます。
- ・ 米ドルが対円で大きく変動した際には、基準価額が下落し、その後、為替が当該変動前の水準に戻った場合でも、基準価額は当該変動前の水準を下回る可能性があります。
- ・ 当ファンドにおける換金に伴い通貨オプション戦略を解消する場合、市場規模、市場動向等の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされ、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

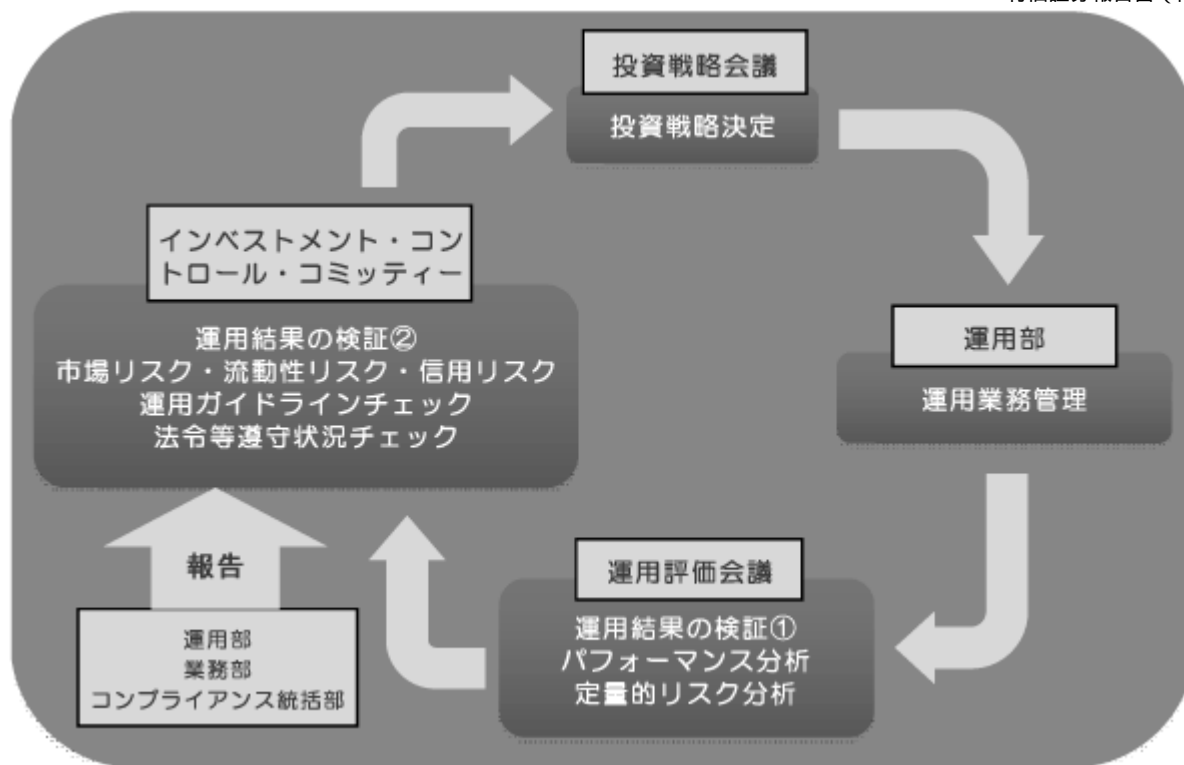
- ・米ドル買い・円売りの権利（オプション）は時価で評価されるため、その価値の上昇・下落が基準価額の変動要因となります。なお、オプションを売却する時点でプレミアム収入相当分が基準価額に反映されるものではありません。また、ファンドは、オプションの売却を行いますので、このオプションの価値が上昇すると基準価額の上昇要因となります。反対に、このオプションの価値が下落すると基準価額の上昇要因となりますが、基準価額の上昇はプレミアム収入相当額が上限となります。

その他の留意点

- ・当ファンドの資産規模に対して大量の追加設定（ファンドへの資金流入）または大量の一部解約（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。また、大量の追加設定があった場合、当ファンドが投資する投資信託証券においても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性などの観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンド（通貨プレミアム）が償還することとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、継続申込期間については、原則として以下の日の取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送付金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3965%（税抜1.33%）を乗じて得た額

とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.5250% (税抜0.50%)	0.8400% (税抜0.80%)	0.0315% (税抜0.03%)	1.3965% (税抜1.33%)

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に指定投資信託証券に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。

指定投資信託証券の名称	信託報酬相当額（年率）
DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンド（通貨プレミアム）	実質0.55%以内（注）
DWS ユーロ・リザーブ・ファンド	0.30%（本書作成日現在）

（注）当該指定投資信託証券の信託報酬（運用報酬等）の一部（年率0.95%以内のうち、年率0.40%）は、当ファンドに対して払い戻されるため、実質的な信託報酬は年率0.55%以内となります。

したがって、当ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、本書作成時点において、当ファンドの純資産総額に対し、年率1.9465%程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。また、指定投資信託証券では、組入有価証券の売買委託手数料、管理報酬、保管報酬、租税等が別途かかります。

上記の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

（4）【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎年2月及び8月に到来する計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

なお、本書作成時点において、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額及び資産を外国で保管する場合の費用等についても信託財産が負担するものとします。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成25年3月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a．個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b．法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年3月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	2,899,823,542	97.99
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	59,399,614	2.01
合計(純資産総額)	-	2,959,223,156	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<評価額(全銘柄)>

(平成25年3月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセン ブルグ	投資信託 受益証券	DWS エマージング・コー ポレート・ボンド・マス ター・ファンド(通貨プレ ミアム)	258,601.8620	11,302.00 11,213.00	2,922,718,244 2,899,702,678	97.99
ルクセン ブルグ	投資信託 受益証券	DWS ユーロ・リザーブ・ ファンド	7.4493	16,224.88 16,224.88	120,864 120,864	0.00

<種類別投資比率>

(平成25年3月29日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	97.99
合計	-	97.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

特定期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末(平成25年 2月22日)	3,742	3,775	1.1243	1.1343
平成24年11月末	6,554	-	1.0000	-
平成24年12月末	7,287	-	1.0575	-
平成25年 1月末	4,407	-	1.1169	-
平成25年 2月末	3,710	-	1.1180	-
平成25年 3月末	2,959	-	1.1327	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第 1特定期間(平成24年11月29日～平成25年 2月22日)	0.0100

【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1特定期間(平成24年11月29日～平成25年 2月22日)	13.4

（注）収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2013年3月29日

基準価額・純資産の推移

分配の推移



1万口当たり、税引前	
2013年 3月	100円
2013年 2月	100円
直近1年間累計	200円
設定来累計	200円

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

主要な資産の状況

DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	通貨	業種	償還日	クーポン(%)	格付	比率(%)
1	CEMEX FINANCE LLC	USD	素材	2022/10/12	9.375	B+	3.0
2	MHP SA	USD	非耐久消費財	2015/4/29	10.250	B	3.0
3	COUNTRY GARDEN HLDG CO	USD	不動産	2018/2/23	11.125	BB-	2.9
4	LONGFOR PROPERTIES	USD	不動産	2019/10/18	6.875	BB	2.9
5	DTEK FINANCE BV	USD	素材	2015/4/28	9.500	B	2.9
6	SEVERSTAL (STEEL CAP)	USD	素材	2022/10/17	5.900	BB+	2.9
7	SHIMAO PPTY HLDNG LTD	USD	不動産	2018/3/8	11.000	BB	2.8
8	TAM CAPITAL 3 INC	USD	サービス	2021/6/3	8.375	BB	2.8
9	AGROKOR D.D	USD	非耐久消費財	2020/2/1	8.875	B	2.8
10	USJ ACUCAR E ALCOOL SA	USD	非耐久消費財	2019/11/9	9.875	BB-	2.7

DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンドにおける格付別構成比

格付	比率(%)
A以上	—
BBB	9.0
BB	46.2
B	33.9
CCC以下 (NR、WR等を含む)	9.9

※ 格付は、Moody's、S&P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

※ 比率はDWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2012年は設定日（11月29日）から年末までの騰落率、2013年は3月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

（注1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

（注2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1特定期間(平成24年11月29日～平成25年 2月22日)	8,164,035,443	4,835,239,950

（注）設定数量には、当初設定数量を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

継続申込期間については、取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日を除きます。）の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日まで（当初申込期間については、当初申込期間中）に申込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日を除きます。）の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記 に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：エマハイプレ）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成24年11月29日）から平成29年8月22日までとします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3) 信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、DWS エマージング・コーポレート・ボンド・マスター・ファンド（通貨プレミアム）がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ハ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ニ)上記(ハ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ニ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ホ)上記(ハ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記(ロ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)から(ホ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

信託約款の変更等

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3

分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ヘ)上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ト)上記(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、6ヵ月毎（毎年2月及び8月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
なお、第1特定期間は平成24年11月29日（設定日）から平成25年2月22日までとなっております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成24年11月29日（設定日）から平成25年2月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

DWS エマージング・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）通貨プレミアム

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

第1特定期間 (平成25年2月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	327,259,073
投資信託受益証券	3,734,903,502
未収利息	627
その他未収収益	947,420
流動資産合計	4,063,110,622
資産合計	4,063,110,622
負債の部	
流動負債	
未払金	90,000,000
未払収益分配金	33,287,954
未払解約金	175,808,678
未払受託者報酬	450,373
未払委託者報酬	19,515,837
その他未払費用	1,429,674
流動負債合計	320,492,516
負債合計	320,492,516
純資産の部	
元本等	
元本	3,328,795,493
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	413,822,613
（分配準備積立金）	307,151,742
元本等合計	3,742,618,106
純資産合計	3,742,618,106
負債純資産合計	4,063,110,622

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1特定期間 (自 平成24年11月29日(設定日) 至 平成25年 2月22日)	
営業収益	
受取配当金	105,409,117
受取利息	87,096
有価証券売買等損益	734,053,570
為替差損益	15,840
その他収益	5,674,332
営業収益合計	845,239,955
営業費用	
受託者報酬	450,373
委託者報酬	19,515,837
その他費用	1,429,674
営業費用合計	21,395,884
営業利益	823,844,071
経常利益	823,844,071
当期純利益	823,844,071
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	483,404,375
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	149,087,280
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	149,087,280
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,416,409
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	42,416,409
分配金	33,287,954
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	413,822,613

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 (平成25年2月22日現在)
1. 受益権の総数	3,328,795,493口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1243円 (11,243円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1特定期間 (自 平成24年11月29日(設定日) 至 平成25年 2月22日)
分配金の計算方法	第1期(平成24年11月29日から平成25年2月22日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(63,533,910円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(276,905,786円)、収益調整金(106,670,871円)、分配対象収益は、447,110,567円(1万口当たり1,343円)であり、うち33,287,954円(1万口当たり100円)を分配金額としています。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 (自 平成24年11月29日(設定日) 至 平成25年 2月22日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 (平成25年2月22日現在)
----	--------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第1特定期間 (平成25年2月22日現在)
投資信託受益証券	364,542,917
合計	364,542,917

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第1特定期間 (平成25年2月22日現在) 金額(円)
元本の推移	
期首元本額	6,554,365,476
期中追加設定元本額	1,609,669,967
期中一部解約元本額	4,835,239,950

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	DWS エマージング・コーポレート・ボ ンド・マスター・ファンド（通貨プレミア ム）	335,348.8708	3,734,780,374	
	小計			3,734,780,374	
	ユーロ	DWS ユーロ・リザーブ・ファンド	7.4493	1,000.88	
	小計			1,000.88 (123,128)	
合計				3,734,903,502 (123,128)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	0.0%	100.0%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成25年3月29日現在)

資産総額	3,032,640,131円
負債総額	73,416,975円
純資産総額(-)	2,959,223,156円
発行済数量	2,612,555,075口
1単位当たり純資産額(/)	1.1327円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．名義書換について

該当事項はありません。

2．受益者に対する特典

該当事項はありません。

3．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5．償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

6．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成25年3月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成25年3月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成25年3月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成25年3月末現在、委託会社の運用するファンドは98本、純資産総額は669,375百万円です（ただし、親投資信託を

除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	12,943百万円
	追加型	株式投資信託	77本	592,498百万円
私募	追加型	株式投資信託	20本	63,934百万円
合計			98本	669,375百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	2	3,461,482	2	5,405,779
前払費用		16,481		18,343
未収委託者報酬		1,227,958		893,246
未収運用受託報酬		61,588		42,463
未収投資助言報酬		121,273		65,848
未収収益		623,371		483,364
立替金		40,893		42,538
為替予約		7,697		9,613
その他流動資産		11,846		-
流動資産合計		5,572,593		6,961,199
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	1	27,652	1	17,303
無形固定資産合計		27,652		17,303
投資その他の資産				
投資有価証券		17,136		16,926
長期差入保証金		200		200
敷金		9,587		10,312
投資その他の資産合計		26,924		27,438
固定資産合計		54,576		44,742
資産合計		5,627,170		7,005,942

（単位:千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	53,383	105,165
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	620,771	449,694
その他未払金	29,195	63,043
未払費用	2 1,430,909	2 1,266,297
未払法人税等	20,480	20,093
未払消費税等	23,746	1,902
賞与引当金	83,172	57,021
為替予約	2,262	17,622
流動負債合計	2,265,433	1,982,354
固定負債		
退職給付引当金	761,885	796,757
長期未払費用	137,754	182,835
固定負債合計	899,640	979,592
負債合計	3,165,074	2,961,946
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,446,030	863,920
利益剰余金合計	2,446,030	863,920
株主資本合計	2,461,969	4,044,079
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	126	83
評価・換算差額等合計	126	83
純資産合計	2,462,096	4,043,995
負債純資産合計	5,627,170	7,005,942

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,874,850	6,658,303
運用受託報酬	242,541	206,509
投資助言報酬	144,695	97,851
その他営業収益	1,004,021	2,390,932
営業収益合計	8,266,109	9,353,596
営業費用		
支払手数料	3,418,352	3,479,040
広告宣伝費	130,384	167,121
公告費	1,160	1,160
調査費	88,485	93,973
委託調査費	505,644	439,257
情報機器関連費	215,429	153,277
委託計算費	47,083	181,578
通信費	12,492	8,966
印刷費	95,948	94,129
協会費	5,480	5,869
諸会費	236	998
諸経費	52,566	35,081
営業費用合計	4,573,264	4,660,455
一般管理費		
役員報酬	63,749	60,675
給料・手当	900,881	962,162
賞与	449,304	407,628
交際費	71,999	109,753
寄付金	139	397
旅費交通費	63,225	85,716
租税公課	20,524	27,248
不動産賃借料	197,519	185,062
退職給付費用	103,825	99,947
固定資産減価償却費	10,393	10,348
福利厚生費	253,086	231,130
業務委託費	1 742,189	1 803,486
退職金	2,461	4,256
諸経費	126,865	92,362
一般管理費合計	3,006,166	3,080,177
営業利益	686,678	1,612,964
営業外収益		
その他	9,667	1,628
営業外収益合計	9,667	1,628

営業外費用		
為替差損	7,321	20,698
その他	371	5,973
営業外費用合計	7,693	26,671
経常利益	688,653	1,587,920
特別利益		
前期損益修正益	1 291,903	-
特別利益合計	91,903	-
税引前当期純利益	780,556	1,587,920
法人税、住民税及び事業税	5,810	5,810
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	5,810	5,810
当期純利益	774,746	1,582,110

(3)【株主資本等変動計算書】

		(単位:千円)	
		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
	当期首残高	3,078,000	3,078,000
	当期変動額		
	新株の発行	-	-
	当期変動額合計	-	-
	当期末残高	3,078,000	3,078,000
資本剰余金			
資本準備金			
	当期首残高	1,830,000	1,830,000
	当期変動額		
	新株の発行	-	-
	当期変動額合計	-	-
	当期末残高	1,830,000	1,830,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
	当期首残高	3,220,776	2,446,030
	当期変動額		
	当期純利益	774,746	1,582,110
	当期変動額合計	774,746	1,582,110
	当期末残高	2,446,030	863,920
株主資本合計			
	当期首残高	1,687,223	2,461,969
	当期変動額		
	新株の発行	-	-
	当期純利益	774,746	1,582,110
	当期変動額合計	774,746	1,582,110
	当期末残高	2,461,969	4,044,079
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
	当期首残高	0	126
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	126	210
	当期変動額合計	126	210
	当期末残高	126	83
評価・換算差額等合計			
	当期首残高	0	126
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	126	210
	当期変動額合計	126	210
	当期末残高	126	83
純資産合計			
	当期首残高	1,687,223	2,462,096
	当期変動額		
	新株の発行	-	-
	当期純利益	774,746	1,582,110
	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	126	210
	当期変動額合計	774,872	1,581,899
	当期末残高	2,462,096	4,043,995

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し、退職給付引当金に含めて表示しております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	61,002 千円	71,351 千円

- 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預金	2,068,472 千円	3,699,915 千円
未払費用	212,332 千円	222,626 千円

（損益計算書関係）

- 1 関係会社に対するものは次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
業務委託費	165,915 千円	203,756 千円
前期損益修正益	91,903 千円	-

- 2 前事業年度の特別利益は関係会社に対する業務委託費の前期損益修正であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

（リース取引関係）

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 （器具備品）	249,849	179,300	70,549
有形固定資産 （建物附属設備）	614,523	333,944	280,578
合計	864,372	513,244	351,127

（単位：千円）

	当事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 （器具備品）	319,248	266,463	52,785
有形固定資産 （建物附属設備）	653,359	385,875	267,484
合計	972,608	652,339	320,269

(2) 未経過リース料期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
1年以内	52,816	61,085
1年超	249,145	211,307
合計	301,962	272,392

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
支払リース料	57,542	71,463
減価償却費相当額	44,423	34,141
支払利息相当額	4,516	4,119

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達を行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っており

ません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、主に短期の日本国債やコールローンで運用されており、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,461,482	3,461,482	-
(2)未収委託者報酬	1,227,958	1,227,958	-
(3)未収運用受託報酬	61,588	61,588	-
(4)未収投資助言報酬	121,273	121,273	-
(5)未収収益	623,371	623,371	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	17,136	17,136	-
資産計	5,512,810	5,512,810	-
(1)未払手数料	620,771	620,771	-
(2)未払費用	1,430,909	1,430,909	-
(3)長期未払費用	137,754	137,754	-
負債計	2,189,436	2,189,436	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	5,435	5,435	-
デリバティブ取引計	5,435	5,435	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	5,405,779	5,405,779	-
(2)未収委託者報酬	893,246	893,246	-
(3)未収運用受託報酬	42,463	42,463	-
(4)未収投資助言報酬	65,848	65,848	-
(5)未収収益	483,364	483,364	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,926	16,926	-
資産計	6,907,629	6,907,629	-
(1)未払手数料	449,694	449,694	-
(2)未払費用	1,266,297	1,266,297	-
(3)長期未払費用	182,835	182,835	-
負債計	1,898,827	1,898,827	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,009)	(8,009)	-

デリバティブ取引計	(8,009)	(8,009)	-
-----------	---------	---------	---

(*)1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,461,482	-	-
未収委託者報酬	1,227,958	-	-
未収運用受託報酬	61,588	-	-
未収投資助言報酬	121,273	-	-
未収収益	623,371	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	10	15,014
合計	5,495,674	10	15,014

当事業年度（平成24年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	5,405,779	-	-
未収委託者報酬	893,246	-	-
未収運用受託報酬	42,463	-	-
未収投資助言報酬	65,848	-	-
未収収益	483,364	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	10	16,916
合計	6,890,703	10	16,916

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	17,010	17,136	126

合計	17,010	17,136	126
----	--------	--------	-----

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	15,010	15,036	26
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	1,889	110
合計		17,010	16,926	83

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	990	0	-
合計	990	0	-

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	313,284	-	2,262	2,262
	買建 米ドル	23,055	-	478	478
	ユーロ	299,680	-	7,219	7,219
合計		636,019	-	5,435	5,435

当事業年度（平成24年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	694,468	-	7,488	7,488
	買建 米ドル	436,620	-	10,134	10,134
	ユーロ	506,097	-	9,257	9,257
	シンガポールドル	30,080	-	355	355
合計		1,667,267	-	8,009	8,009

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位:千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
(1) 退職給付債務	190,482	235,824
(2) 年金資産	-	-
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	190,482	235,824
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	6,364	28,233
(6) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	184,118	207,590
(7) 特別退職慰労引当金	577,767	589,166
(8) 退職給付引当金 (6)+(7)	761,885	796,757

3. 退職給付費用に関する事項

（単位:千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
(1) 勤務費用	38,571	36,912
(2) 利息費用	2,940	3,167
(3) 期待運用収益（減算）	-	-
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	49,178	45,965
(6) 数理計算上の差異の費用処理額	1,185	1,509
退職給付費用小計	91,875	87,556
(7) 割増退職金	11,950	12,391
退職給付費用合計	103,825	99,947

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1.70%	1.40%

(3) 数理計算上の差異の処理年数

5年

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	33,851 千円	21,674 千円
未払費用	638,446 千円	574,778 千円
未払事業税	5,970 千円	5,429 千円
退職給付引当金	310,087 千円	302,847 千円
税務上の繰越欠損金	762,752 千円	64,911 千円
減価償却超過額	49,109 千円	46,358 千円
その他	975 千円	513 千円
繰延税金資産小計	1,801,193 千円	1,016,512 千円
評価性引当金	1,801,193 千円	1,016,512 千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7 %	40.7 %
(調整)		
交際費否認額	3.8 %	2.8 %
役員賞与否認額	4.2 %	1.4 %
評価性引当金	48.6 %	44.9 %
住民税均等割	0.7 %	0.4 %
その他	0.0 %	0.1 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.7 %	0.4 %

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3．主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3．主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	------------	-----	------------------	-------------------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメン トサービス *3 IT、管理部門 サービス	- 預金 46,011 未払費用 37,866	2,068,472 212,332
-----	----------------------------------	--------------------	-------------------	-----	-----------------	------------------	--	-------------------------------	----------------------

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *3 IT、管理部門 サービス	- 預金 219,712 未払費用	預金 未払費用	3,699,915 222,626

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	400,146 未払費用	未払費用	538,728
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*2 投資助言報酬	66,974 未収収益	未収収益	85,394
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供	*3 不動産賃借料	198,795 未払費用	未払費用	84,214
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*3 委託調査	84,750 未払費用	未払費用	71,301
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*4 その他営業 収益	615,300 未収収益	未収収益	383,670
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 その他営業 収益 *3 委託調査	234,965 未収収益 296,182 未払費用	未収収益 未払費用	161,186 190,052
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*3 委託調査	83,835 未払費用	未払費用	38,487

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	409,942	未払費用	553,130
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 不動産賃借料	182,840	未払費用	79,079
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*4 その他営業 収益	1,987,975	未収収益	399,469
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	運用の再委託 サービスの提供	*3 委託調査 *4 その他営業 収益	270,502 176,515	未払費用 未収収益	111,010 45,349
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*4 その他営業 収益 *5 運用受託報酬	102,699 54,782	- -	- -

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *2 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された投資助言報酬を受け取っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *5 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	39,995.06 円	65,691.94 円
1株当たり当期純利益金額	12,585.22 円	25,700.29 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純利益金額(千円)	774,746	1,582,110
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額(千円)	774,746	1,582,110
期中平均株式数(株)	61,560	61,560

[次へ](#)

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		5,280,879
前払費用		18,719
未収委託者報酬		776,379
未収運用受託報酬		22,447
未収投資助言報酬		49,173
未収収益		546,438
立替金		45,016
為替予約		12,254
流動資産計		6,751,308
固定資産		
無形固定資産	1	12,161
投資その他の資産		28,436
固定資産計		40,597
資産合計		6,791,906
負債の部		
流動負債		
預り金		78,968
未払金		
未払手数料		382,788
その他未払金		133,520
未払費用		785,532
未払法人税等		11,681
未払消費税等	2	12,733
賞与引当金		159,657
流動負債計		1,564,883
固定負債		
退職給付引当金		765,374
長期末払費用		279,410
固定負債計		1,044,785
負債合計		2,609,668
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		725,800
利益剰余金計		725,800
株主資本計		4,182,199
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		38
評価・換算差額等合計		38
純資産合計		4,182,237
負債・純資産合計		6,791,906

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成24年4月1日	
至 平成24年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,115,207
運用受託報酬	61,806
投資助言報酬	47,033
その他営業収益	718,901
営業収益計	3,942,949
営業費用	
支払手数料	1,590,990
その他営業費用	621,515
営業費用計	2,212,506
一般管理費	1 1,530,842
営業利益	199,600
営業外収益	72
営業外費用	2 7,365
経常利益	192,308
特別損失	3 51,283
税引前中間純利益	141,024
法人税、住民税及び事業税	2,905
法人税等合計	2,905
中間純利益	138,119

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。 （追加情報） 前事業年度末まで、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しておりましたが、平成24年9月の取締役会にて制度廃止の旨の決議が行われました。制度廃止を受けその後、支給が決定されたため当中間会計期間末において内規に基づく要支給額の全額を未払金に振り替えております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 76,493千円 2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 減価償却実施額 無形固定資産 5,142千円 2 営業外費用の主要項目 為替差損 7,245千円

3 特別損失の主要項目

割増退職金

51,283千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	318,687 千円	653,359 千円	972,047 千円
減価償却累計額相当額	271,142 千円	401,271 千円	672,413 千円
当中間会計期間末残高相当額	47,544 千円	252,088 千円	299,633 千円
2. 未経過リース料当中間会計期間末残高相当額			
1 年以内		46,229 千円	
1 年超		191,704 千円	
合計		237,933 千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		34,438 千円	
減価償却費相当額		20,194 千円	
支払利息相当額		1,927 千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	5,280,879	5,280,879	-
(2)未収委託者報酬	776,379	776,379	-
(3)未収運用受託報酬	22,447	22,447	-
(4)未収投資助言報酬	49,173	49,173	-
(5)未収収益	546,438	546,438	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,848	16,848	-
資産計	6,692,165	6,692,165	-
(1)未払手数料	382,788	382,788	-
(2)未払費用	785,532	785,532	-
(3)長期未払費用	279,410	279,410	-
負債計	1,447,731	1,447,731	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,254	12,254	-
デリバティブ取引計	12,254	12,254	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

其他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	15,992	15,921	71
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	855	888	32
合計		16,848	16,809	38

当期中に売却した其他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10	0	-
合計	10	0	-

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	368,572	-	3,408	3,408
	ユーロ	114,665	-	252	252
	買建				
	ユーロ	627,017	-	8,202	8,202
	シンガポールドル	35,367	-	391	391
合計		1,145,623	-	12,254	12,254

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	67,937円58銭
1株当たり中間純利益金額	2,243円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
中間純利益金額(千円)	138,119
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	138,119
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（平成24年4月1日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成24年9月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円 (平成24年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月27日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS エマージング・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）通貨プレミアムの平成24年11月29日から平成25年2月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS エマージング・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）通貨プレミアムの平成25年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月14日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)